

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	国民年金事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
本町は、国民年金事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	

評価実施機関名
大多喜町長

公表日
令和6年12月2日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民年金事務
②事務の概要	1. 事務の目的国民年金は、日本国憲法第25条第2項(「国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。」)に規定する理念に基づき、すべての国民を対象に、老齢、障害又は死亡による所得の喪失・減少により国民生活の安定が損なわれることを国民の共同連帯により防止し、もって健全な国民生活の維持及び向上に寄与することを目的とする公的年金制度であり、上記目的の実現のため国民の老齢・障害・死亡に関して必要な給付を行うものである(国民年金法(昭和34年法律第141号。以下「国民年金法」という。))第1条、第2条)。 2. 事務の概要上記の目的を達成するために、本町では国民年金の資格に関する届出の受理など下記の業務に関する届書等の受理及び受理した届書等の日本年金機構への送付及び厚生労働大臣への報告を実施する。 3. 特定個人情報を取り扱う事務(注1)本町は、国民年金法、行政手続における特定の個人情報を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。))及び「年金生活者支援給付金の支給に関する法律(平成24年11月26日法律第102号)の規定に従い、特定個人情報等を以下の国民年金に関する事務で使用する。 (1)資格の取得及び喪失並びに種別の変更に関する事項の届出の受理 (2)氏名及び住所の変更に関する事項の届出の受理 (3)任意加入被保険者の資格取得の申出・資格喪失の申出の受理 (4)基礎年金番号通知書の再交付の申請の受理 (5)老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金、寡婦年金、死亡一時金の裁定請求書等の受理 (6)申請免除等の申請の受理 (7)付加保険料納付の申出の受理 (8)受理した届書等の日本年金機構への送付及び厚生労働大臣への報告 (9)老齢基礎年金受給者、障害基礎年金受給者及び遺族基礎年金受給者に係る年金生活者支援給付金の請求書の受理 (10)日本年金機構が実施する未納者対策や年金受給者の現況・所得状況の確認に必要な情報提供 (11)記録照会・年金相談事務(平成28年1月の個人番号の利用開始に合わせ、被保険者や年金受給権者等が、個人番号から加入記録や保険料納付記録などの照会や年金相談ができるようにするとともに、その回答・対応を行う。) 注1:年金事務の責任者は厚生労働大臣が当たるが、実際の運営事務の多くは、日本年金機構に委任し、受託されている(日本年金機構法第1条等)。市町村では、法令等により上記事務を行うものとされている(国民年金法第3条及び第12条第1項～第4項、国民年金法施行令第1条の2、年金生活者支援給付金の支給に関する法律第38条等)。
③システムの名称	国民年金システム、宛名管理システム、バックアップシステム、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム、年金集約システム
2. 特定個人情報ファイル名	
1. 国民年金基本情報ファイル 2. 国民年金資格情報ファイル 3. 宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。))第9条第1号 別表の46、47、48、120及び122の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(以下、「別表の主務省令」という。)) 第24条2、第59条及び第68条の2
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条 第8号別表第二 第48,50項 ・別表の主務省令 第26条第3号及び第4号
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	税務住民課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務課文書広報係 千葉県夷隅郡大多喜町大多喜93 0470-82-2111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	税務住民課保険年金係 千葉県夷隅郡大多喜町大多喜93 0470-82-2122
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年12月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年12月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)			[] 提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続			[] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
7. 特定個人情報の保管・消去			
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
8. 人手を介在させる作業			[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	住基ネットの照会によるマイナンバーの取得のみとするものではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確保を行うこと。 本人からマイナンバーの提供を得られない場合のみ行う住基ネットの照会では、4情報又は3情報による照会を原則とすること。 複数人での確認を行った上で最終的な紐づけ作業を実施し、その確認記録をとっていること。 上記を実施していることから、十分であると判断する。		
9. 監査			
実施の有無	[☐] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査		
10. 従業員に対する教育・啓発			
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考えられる対策			[] 全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発		
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	・標準システムを利用する必要がある事務取扱担当者を特定し、個人ごとにユーザIDを割り当てている。 ・標準システムへのログイン時の認証において、個人番号利用事務の操作権限が付与されていない職員等がログインした場合には、個人番号の表示、検索、更新が不可となる機能により、不適切な操作等がされることのリスクを軽減している。 ・定期的又は異動、退職等の発生の都度、権限を有していた事務取扱担当者の異動・退職情報を確認し、当該事由が発生した際には迅速にアクセス権限を更新し、当該IDを失効させるようにしている。 上記を実施していることから十分であると判断する。		

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年3月1日	②事務の概要	国民年金法に基づき国民年金業務を実施している。	国民年金法に基づき国民年金業務を実施している。	事前	
平成29年7月10日	I 関連情報：5.評価実施機関における担当部署：②所属	税務住民課長 市原 和男	税務住民課長 和泉 陽一	事後	
平成29年7月10日	I 関連情報：8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する	総務課文書広報係 千葉県夷隅郡大多喜町大多喜93 0470-82-2111	税務住民課保険年金係 千葉県夷隅郡大多喜町大多喜93 0470-82-2122	事後	
平成31年4月1日	I 関連情報：1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務：③	国民年金システム、宛名管理システム、バックアップシステム	国民年金システム、宛名管理システム、バックアップシステム、中間サーバー。住民基本台帳	事後	
平成31年4月1日	I 関連情報：4.情報提供ネットワークシステムによる情報	未定	実施しない	事後	
平成31年4月1日	I 関連情報：5.評価実施機関における担当部署：②所属	税務住民課長 和泉 陽一	課長	事後	
平成31年4月1日	I 関連情報：7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求の番号の利用(法令上の根拠)	総務課文書広報係 千葉県夷隅郡大多喜町大多喜93 0470-82-2111	総務課総務係 千葉県夷隅郡大多喜町大多喜93 0470-82-2111	事後	
令和2年12月25日	I 関連情報：7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求の番号の利用(法令上の根拠)	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)	事後	
令和2年12月25日	I 関連情報：7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求の番号の利用(法令上の根拠)	総務課総務係 千葉県夷隅郡大多喜町大多喜93 0470-82-2111	総務課文書広報係 千葉県夷隅郡大多喜町大多喜93 0470-82-2111	事後	
令和2年12月25日	取扱人数(いつ時点の計数か)	平成31年4月1日 時点	令和2年12月1日 時点	事後	
令和2年12月25日	取扱者数(いつ時点の計数か)	平成31年4月1日 時点	令和2年12月1日 時点	事後	
令和3年7月5日	対象人数(いつ時点の計数か)	令和2年12月1日 時点	令和3年3月31日 時点	事後	
令和3年7月5日	取扱者数(いつ時点の計数か)	令和2年12月1日 時点	令和3年3月31日 時点	事後	
令和4年7月29日	対象人数(いつ時点の計数か)	令和3年3月31日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	
令和4年7月29日	取扱者数(いつ時点の計数か)	令和3年3月31日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	
令和5年8月17日	対象人数(いつ時点の計数か)	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和5年8月17日	取扱者数(いつ時点の計数か)	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和6年12月2日	I 関連情報：1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務：②事務の概要	国民年金法に基づき国民年金業務を実施している。 ①第1号被保険者の資格取得・喪失届出等の受理 1. 申請受付 2. 異動届出書作成 ②任意(特例含む)加入被保険者の資格取得・喪失届出等の受理 1. 申請受付 2. 異動届出書作成 ③保険料免除(学生含む)の申請・免除取消の届出・受理 1. 申請受付 2. 免除申請書作成 3. 結果入力 ④法定免除の届出・受理 1. 申請受付 2. 免除申請書作成 3. 結果入力 ⑤所得情報提供 1. 提供依頼 2. 住民税参照 3. 情報提供 ⑥裁定請求の届出・受理 1. 申請受付 2. 結果入力	1. 事務の目的国民年金は、日本国憲法第25条第2項(「国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。」)に規定する理念に基づき、すべての国民を対象に、老齢、障害又は死亡による所得の喪失・減少により国民生活の安定が図られることを国民の共同連帯により防止し、もって健全な国民生活の維持及び向上に寄与することを目的とする公的年金制度であり、上記目的の実現のため国民の老齢・障害・死亡に關する必要な給付を行うものである(国民年金法(昭和34年法律第141号。以下「国民年金法」という。))第1条、第2条)。 2. 事務の概要上記の目的を達成するために、本庁では国民年金の資格に関する届出の受理など下記業務に関する届書等の受理及び受理した届書等の日本年金機構への送付及び厚生労働大臣への報告を実施する。 3. 特定個人情報を取り扱う事務(注1)本庁は、国民年金法、行政手続における特定の個人情報を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。))及び「年金生活者支援給付金の支給に関する法律(平成24年11月26日法律第102号)」の規定に従い、特定個人情報を以下の国民年金に関する事務で使用する。 (1)資格の取得及び喪失並びに種別の変更に関する事項の届出の受理 (2)氏名及び住所の変更に関する事項の届出の受理 (3)任意加入被保険者の資格取得の届出・資格喪失の届出の受理 (4)基礎年金番号通知書の再交付の申請の受理 (5)老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金、寡婦年金、死亡一時金の裁定請求等の受理 (6)申請免除等の申請の受理 (7)付加保険料納付の届出の受理 (8)受理した届書等の日本年金機構への送付及び厚生労働大臣への報告 (9)老齢基礎年金受給者、障害基礎年金受給者及び遺族基礎年金受給者に係る年金生活者支援給付金の請求書の受理 (10)日本年金機構が実施する未納者対策や年金受給者の現状・所得状況の確認に必要な情報提供 (11)記録照会・年金相談事務(平成28年1月の個人番号の利用開始に合わせ、被保険者や年金受給者等が、個人番号から加入記録や保険料納付記録などの照会や年金相談ができるようにするとともに、その回答・対応を行う。) 注1：年金事務の責任者は厚生労働大臣が当たると、実際の運営事務の多くは、日本年金機構に委任し、委託されている(日本年金機構法第1条等)。市町村では、法令等により上記事務を行うものとされている(国民年金法第3条及び第12条第1項～第4項、国民年金法施行令第1条の2、年金生活者支援給付金の支給に関する法律第38条等)。	事後	
令和6年12月2日	I 関連情報：3. 個人番号の利用：法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1号 別表の31項、83項、95項 番号法別表第一の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第24条の2、59条、68条の2	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。))第9条第1項 別表の46、47、48、120及び122の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(以下、「別表の主務省令」という。)) 第24条2、第59条及び第68条の2	事後	
令和6年12月2日	I 関連情報：4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携：①実施の有無	実施しない	実施する	事後	
令和6年12月2日	I 関連情報：4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携：②法令上の根拠		【情報提供の根拠】 ・番号法第19条 第8号別表 第48,50項 ・別表の主務省令 第26条第3号及び第4号	事後	
令和6年12月2日	IIしきい値判断項目 1対象人数(いつ時点の計数)	令和5年4月1日 時点	令和6年12月1日 時点	事後	
令和6年12月2日	IIしきい値判断項目 2取扱者数(いつ時点の計数)	令和5年4月1日 時点	令和6年12月1日 時点	事後	
令和6年12月2日	IV リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		十分である	事後	
令和6年12月2日	IV リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か		十分である	事後	
令和6年12月2日	IV リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か		十分である	事後	
令和6年12月2日	IVリスク対策 8人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	追加		事後	
令和6年12月2日	IVリスク対策 8人手を介在させる作業 判断の根拠	追加		事後	
令和6年12月2日	IVリスク対策 11最も優先度が高いと考えられる対策 最も優先度が高いと考えられる対策	追加		事後	
令和6年12月2日	IVリスク対策 11最も優先度が高いと考えられる対策 判断の根拠	追加		事後	